

## 天童市立図書館カフェ事業者公募要領

◇ 参加申込書の受付期間

令和8年6月1日（月）から

令和8年6月29日（月）午後5時まで

◇ 企画提案書の受付期間

令和8年6月1日（月）から

令和8年7月17日（金）午後5時まで

◇ 審査会（プレゼンテーション）の開催

令和8年8月上旬

◇ 結果通知

令和8年8月中旬

## 目 次

1	目的	1
2	応募に関する事項	1
	(1) 応募資格	
	(2) 失格事項	
3	提出書類及び提出方法等	2
	(1) 提出書類及び提出部数	
	(2) 受付期間	
	(3) 提出先	
	(4) 提出方法	
	(5) その他	
4	企画提案作成等に係る質問・問合せ	3
5	審査方法及び評価基準等	4
	(1) 審査方法	
	(2) 評価基準等	
	(3) 選定の方法	
	(4) 提案者が1者のみ又ははない場合の取扱い	
	(5) 審査結果の通知	
	(6) その他	
6	公募スケジュール	6
7	出店の方法	6
	(1) 出店場所	
	(2) 出店期間	
	(3) 出店準備期間	
	(4) 行政財産の貸付け	
	(5) 貸付料等	
	(6) その他	
8	参考データ	8
9	その他	8
10	担当部局	8

## 天童市立図書館カフェ事業者公募要領

### 1 目的

天童市立図書館（以下「図書館」という。）は、「人とまちと時をつなぐわたしの図書館」を基本コンセプトに、既存の図書館を生かしながら東西に賑わいの拠点となるスペースを増築し、本を借りるだけでなく、一人一人が居心地の良い居場所を見つけ過ごすことのできるサードプレイスとして、また、人やまちとつながり、交流が生まれる施設として整備を進めている。

この度募集を行う天童市立図書館カフェ（以下「カフェ」という。）は、東側増築部分の1階に位置し、新たな図書館の印象を形づくる重要な施設のひとつとなることから、良質な食事（軽食、飲料等）及びサービス等の提供とともに、図書館の施設管理者とも連携を取りながら、図書館の魅力をより一層高め、盛りあげることのできる事業者を募集する。

### 2 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

応募できる事業者は、図書館の運営について理解、協力をいただける法人又は個人で、以下の項目のすべての要件を満たす者とする。

ア 山形県内に主たる事業所を有すること。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること。

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業許可を受けて、1年以上引き続き業として飲食店営業を行っていること。

オ 過去3年間、食品衛生法に係る行政処分を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づき、更生及び再生手続きをしていないこと。

キ 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。

ク 暴力団等又はこれに準ずる者でないこと。次に掲げる事項に該当するときは、応募資格を有しない。

(ア) 法人等の役員等、法人等を構成する者又は個人である場合はその者

（以下この号において「役員等」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

- (イ) 役員等が、自団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (オ) 暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (カ) 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ア この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- イ 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき。
- エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

3 提出書類及び提出方法等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 天童市立図書館カフェ事業者公募参加申込書（様式第1号） 1部

《添付書類》

- ・事業者概要書（様式第2号） 1部
- ・登記事項証明書（法人のみ） 1部（コピー可）  
法務局発行のもので発行後3か月以内のもの。
- ・身分証明書（個人のみ） 1部（コピー可）  
市町村発行のもので発行後3か月以内のもの。
- ・登記されていないことの証明書（個人のみ） 1部（コピー可）  
各地方方法務局（山形県内では山形地方方法務局戸籍課）発行のもので発行後

3か月以内のもの。

- ・財務諸表 1部（コピー可）

法人：申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分）。

個人：申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分）又はこれに準じる書類（所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等）。

- ・市税、県税、法人税、消費税等の納税証明書 1部（コピー可）
- ・山形県内に主たる事業所を有していることを証する書類 1部（コピー可）

- イ 天童市立図書館カフェ事業者公募企画提案書（様式第3号） 1部

《添付書類》

- ・企画提案書（所定様式なし） 10部（カラー）

別紙「企画提案書作成上の留意点」を参照の上作成すること。

## (2) 受付期間

- ア 参加申込書

令和8年6月1日（月）～令和8年6月29日（月）午後5時まで

- イ 企画提案書

令和8年6月1日（月）～令和8年7月17日（金）午後5時まで

## (3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

## (4) 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、受付期間最終日の午後5時必着とする。

持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時までに提出先に持参すること。

## (5) その他

- ア 提案は、1事業者につき1提案とする。

- イ 企画提案書の再提出は、受付期間内に限り行うことができる。なお、提案の部分的な差し替えは認めない。

## 4 企画提案作成等に係る質問・問合せ

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「天童市立図書館カフェ事業者公募質問書（様式第4号）」により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「天童市立図書館カフェ事業者公募に関する質問」として、「10 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(3) 質問書の受付期間

令和8年7月10日（金）午後5時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度、参加申込書提出者全てに電子メールにより行う。ただし、提案者の提案内容に密接に関わると推測される場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

## 5 審査方法及び評価基準等

(1) 審査方法

ア 審査は、教育委員会が設置する「天童市立図書館カフェ事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションの詳細については、令和8年7月10日頃、参加申込書提出者に連絡する。

イ 応募が多数の場合は、提出された企画提案書を基に一次選考を行う。この場合、プレゼンテーション参加は、一次選考通過者のみとする。

(2) 評価基準等

審査項目		審査の視点	配点
I 安定した経営の確保	1 経営実績・ 取組み意欲	①カフェを運営する能力を有しているか。 (飲食関連サービスの営業実績は十分かつ良好か。)	10
		②カフェへの長期にわたる出店の継続意欲はあるか。	5
	2 営業方針	①どの様な方針で営業していくか。	5
		②店舗の名称、営業日及び営業時間の設定は妥当か。	5
	3 運営体制	①職員体制は適切か。 ②迅速にサービスを提供できる工夫や混雑時の対策はあるか。 ③不測の事態（災害や事故など緊急時等）への対応は適切か。	10
	4 財務状況・ その他	①現在の経営状況はどうか。	5
		②カフェの収支の見通しはどうか。	
		③厨房機器の保守管理は適切か。	5

Ⅱ 安全で良質なサービスの提供	1 適正なサービスの提供	①飲食メニューは妥当か。	15
		②価格は妥当か。	10
		③価格面、内容面でのセールスポイントはあるか。	5
	2 食の安全・衛生管理	①厨房の清掃、消毒、ゴミ処理等の内容及び実施方法、実施頻度は適正か。	5
		②飲食スペースの環境整備に協力する姿勢はあるか。	5
	3 利用者サービスの向上	①図書館に併設されるカフェという特徴を活かしたサービスの提案はあるか。	10
		②図書館事業と連携し、生涯学習の振興や社会教育の推進、読育の普及につながる提案はあるか。	
		③店舗やメニューのPR方法はどのように行うのか。	5
		④利用者からのクレーム・要望等の把握方法及び対応方法はどうか考えているか。	
		⑤サービス向上に向けた独自提案はあるか。	
合 計			100

### (3) 選定の方法

上記評価基準に照らして採点し、審査員の各評価点の合算が最高点の者（以下「最優秀提案者」という。）と、次点の者（以下「次点者」という。）を選定する。最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決する。

審査員の各評価点の合算が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

### (4) 提案者が1者のみ又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、審査の結果、提案の内容を履行できると判断したときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

参加申込書の提出がない場合には、プロポーザルの実施を中止し、出店内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

### (5) 審査結果の通知

審査結果については、8月中旬を目処に応募者全員に書面で通知する。

### (6) その他

ア 最優秀提案者から行政財産の使用申請がない場合、あるいは最優秀提案者の提出した書類に虚偽のあることが後日判明した場合は、最優秀提案者と手続きを行わず、次点者と手続きを行うことがある。

イ 行政財産の貸付け手続き後、出店予定事業者を市のホームページで公表する。

## 6 公募スケジュール

公募開始	令和8年6月1日（月）
参加申込書提出期限	令和8年6月29日（月）午後5時まで
質問書提出期限	令和8年7月10日（金）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年7月17日（金）午後5時まで
審査会	令和8年8月上旬
結果通知	令和8年8月中旬

## 7 出店の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項及び天童市立図書館財産管理規則（令和8年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、行政財産貸付申請を行い、出店することとする。

### (1) 出店場所

- ア 名称 天童市立図書館
- イ 所在地 天童市老野森一丁目2番1号
- ウ 築年月 昭和58年7月（令和9年1月リノベーション）
- エ 出店場所 図書館東棟1階
- オ 占有面積(厨房) 17.35㎡
- カ 飲食スペース 図書館内の閲覧・共有スペースを利用(別紙のとおり)

### (2) 出店期間

図書館リニューアルオープンの日（令和9年3月下旬予定）から令和13年3月31日までとする。

図書館リニューアルオープンの日が決定したら、市のホームページ等で公表する。

### (3) 出店準備期間

図書館内での出店準備期間は、令和9年2月中旬から令和9年3月下旬までとする。ただし、「市立図書館リノベーション工事」の進捗状況により、出店準備開始日が遅れる場合がある。

### (4) 行政財産の貸付け

ア 出店にあたっては、行政財産貸付申請を行い、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づき、行政財産貸付契約（建物賃貸借契約）を締結することとする。

イ 初年度の貸付申請は、市が現在発注している「市立図書館リノベーション工事(工期：令和9年1月20日まで)」が完了して、市が物件の引き渡しを受けた後速やかに行うこととする。

ウ 貸付契約は、貸付期間の満了により終了し、更新がない。ただし、市及び

出店事業者は、協議の上、契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約をすることができる。

(5) 貸付料等

ア 貸付料

貸付料の額は、月額2万円とする。

イ 貸付料の納付

行政財産の貸付けを受けた者は、規則第3条の規定による貸付料を毎月又は毎年定期に貸付料を納付しなければならない。ただし、当該貸付料の全部又は一部を前納することを妨げない。

ウ カフェ運営に係る光熱水費その他諸経費

カフェ運営に係る光熱水費その他諸経費の額は、実費相当額とし、市の発行する納入通知書により貸付料と同時に納入することとする。

エ 共通事項

(ア) 教育委員会は、貸付物件の使用状況及び経営状況について、毎月又は随時に、出店事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 経済情勢の変動、市及び教育委員会の関係法令の改廃その他の事情の変更により、特に必要があると認める場合には、貸付料等を改定することができる。この場合において、教育委員会は、事前に出店事業者と協議するものとする。

(ウ) 納入すべき貸付料等に滞納がある場合は、行政財産貸付期間中であっても貸付けを取消し、又は継続しない場合がある。

(エ) 貸付料等については、下表のとおりとする。

貸付料等	貸付料	月額2万円
	電気料	計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担 空調費は面積按分により負担
	水道料 (下水道料を含む。)	計量器（子メーター）による使用実績から算定した実費相当額を負担

※留意事項

- ・金額は、消費税及び地方消費税相当額込みの額。
- ・貸付料は、経済情勢、出店者の経営状況を総合的に考慮し、増額する可能性がある。
- ・カフェの運営に伴い生じた廃棄物等の廃棄については、出店事業者が自ら廃棄することとするため、廃棄に係る経費は徴収しない。なお、図書館のゴミ処理契約業者に処理を依頼することは可能である。この場合、処理業者と別途契約し、処理業者から直接請求書が送付されることとなる。
- ・外線電話は別途引込工事が必要となる。引込工事及び電話機の設置は、出

店事業者の負担で行うこととする。

(6) その他

開店後に貸付料を変更する場合は、協議事項とする。

8 参考データ

【図書館来館者】

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
開館日数 (日)	入館者数 (人)	開館日数 (日)	入館者数 (人)	開館日数 (日)	入館者数 (人)	開館日数 (日)	入館者数 (人)
341	107,921	341	108,069	342	116,063	341	119,930

9 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出に要する経費並びに審査会（プレゼンテーション）の出席に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。また、審査に必要な範囲で企画提案書を複写する場合がある。
- (3) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (4) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。
- (5) カフェの出店について、工事の進捗状況または市の都合により内容を変更又は中止する場合がある。
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、最優秀提案者が出店事業者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合は、最優秀提案者と手続きを行わず、次点者と手続きを行うことがある。

10 担当部局

天童市教育委員会生涯学習課図書館整備係

住所：〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

電話：023-654-1111 内線833

メール：syakyo-t@city.tendo.yamagata.jp